

軽症な救急患者から入院を必要とする重症患者まで幅広く受け入れ、休日においては、「在宅当番医」として地域に密着した機能を果たしています。美祿市立病院については、宇部・小野田医療圏における病院群輪番制度によって、二次救急医療実施病院として機能を果たしています。

また、新型インフルエンザの対応についてですが、5月1日、対策本部を設置するとともに、市保健センター内に相談窓口を設置し、市民の皆様からの相談に対応できる体制をとっています。美祿市周辺地域において、急激な感染拡大となった場合は、宇部環境保健所、医師会、医療機関及び消防などの関係機関が相互に協力していくよう、「新型インフルエンザ対策連絡協議会」が既に組織されていますので、これにより対応していくこととなります。

Q2 高齢者の自宅への配達弁当に関わる裁判について

裁判の正確な中身、現状がわからないままに推移しています。今時点で本来高齢者への配達する弁当、宅配サービスのある方、また裁判に

対して市がどのように臨んでいるのかお尋ねします。

A 市長答弁

配食サービス事業の内容については、週に1回から数回、昼食または夕食を利用者の自宅へ配達するものであり、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用される方の安否確認を行う役割を担っており、現在市内の89名の方が利用されています。事業について適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、民間事業者、ボランティア団体等に委託をして実施しており、この委託契約を行っている団体への不当利得返還請求等の行使を怠っていないとして、違法確認請求及び損害賠償請求の住民訴訟が、旧美祿市において3件、新市において1件、計4件提起されているところです。4件の訴訟につきましては、現在までに14回にわたり口頭弁論が行われており、現在も係争中であることをご報告させていただきます。

Q3 森林保全対策と農林産物加工販売会社の現状と課題について

市の森林保全対策と農林産物の加工販売を目的とした会社の運営方針についてお尋ねします。

A 市長答弁

森林の保全対策として、平成20年度に「特定間伐等促進計画」を策定し、平成24年度までの5ヶ年間で4,100ヘクタールを間伐する目標を設置し、現在取り組んでいます。また、森林整備地域活動支援交付金制度を活用し、森林所有者による計画的かつ一体的な森林施業の実施や施業の集約化に必要な地域活動の支援を行い、森林所有者の森林整備に対する意識の高揚を図っております。

農林産物を加工販売する美祿農林開発株式会社の現状と課題についてですが、具体的な事業内容として、繁茂した竹を伐採し、その竹を活用した竹箸の製造事業等、そして竹の子を活用した水煮加工事業等です。今後、良質な竹の子を安定的に供給するため、緊急雇用対策事業により、獣害被害防護柵の設置などモデル的竹林整備を行っているところです。このことが森林保護の施策の一つであると同時に地域のブランド商品の開発

事業につながるものと考えています。なお、今後の販売については、美祿産の安全・安心をアピールし、美祿市の特産品の一つとして位置づけまいと、広く販売してまいりたいと考えております。

河本 芳久議員



Q1 国の補正予算を活用した農業振興策について

国は、経済危機対策を実行するため、2009年度の補正予算を計上しておりますが、この中には農業振興に関する諸施策が盛り込まれており、伺っておりますが、農林水産省が進めている諸施策の情報収集と提供についてお尋ねします。

また、農業機械の導入に対して支援策がありました。この支援策も受けられなくなっております。国の補正予算に盛り込まれている農業振興に関する支援策について、お尋ねします。

A 市長答弁

今回の経済危機対策に関する情報は、国及び県からメール、ファクスにより情報が提供されており、市から関係団体への発信方法についてもメールやファクス、電話などにより周知を行っております。今後も関係団体と情報を共有し連携をとりながら事業の精査を行うとともに、速やかに事業に取り組んでいけるよう努めて参りたいと考えています。今回の経済危機対策には、担い手への農地集積に向けた事業が盛り込まれており、県、JAとの連携をもとに有利な助成事業の活用により担い手の育成支援を行ってまいりたいと考えております。

また、農業用機械導入に対する支援についてですが、平成20年度において農業用機械導入事業予算が大幅に縮小され、これにより翌年度以降の申請を余儀なくされた団体の農業機械導入計画が、今回の経済対策事業の対象となる見通しで、国庫補助事業に変更しての申請を検討しています。可能な限り有利な補助事業を活用して、農業者の方の経営支援に向けて鋭意努力をして参りたいと考えております。

Q2 行政と住民との間の 約束事について

旧秋芳町において、別府地区の農業集落排水処理場が建設されたことに伴い、平成9年5月1日に当時の秋芳町長と水田用水組合の総代との間で念書が交換されています。念書には、4つの項目がありますが、未解決の2つの事案についてお尋ねします。

A 市長答弁

合併前の旧団体の長が約束したことについては、新市に引き継ぎ、諸般の事情を勘案し尊重すべきものであるということは認識しています。水田橋の歩道橋の設置については、旧秋芳町時代から未着手のままとなっています。現在、県道美東秋芳西寺線の瀬戸地域におきまして、美祿土木事務所による落石防止事業が平成10年から実施をされ、歩道等の整備については現在、調査・検討がされています。今後県の動向を把握しつつ、財政状況を踏まえ、歩道橋の設置について、関係者の方々に説明できるものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

Q3 文化財保護の現状と 課題について

美祿市には、国指定の文化財が8件、県指定が9件、市指定が65件あります。市指定の文化財保護条例では、第10条に「教育委員会は指定文化財の管理が適当でない」と認められるときには、管理者に改善を勧告することができると規定されています。市指定の国秀遺跡と嘉万小のアカメヤナギは市の所有地です。市において状況を掌握されているかお尋ねします。

また、共和のカシの森のカシが折れて、国も文化財の指定を解除する旨の報道もあり、今後の対応と、まだ指定されていない重要な文化財の調査と保護についてお尋ねします。

A 教育長答弁

国秀遺跡については、屋根のふきかえ等、今後検討してまいりたいと考えています。またアカメヤナギについては、樹木医に診断をしていただき今後の対応を検討していきたいと考えております。

次に共和のカシの森は、昨年2月の積雪による被害で根元近くから折れ、樹木医の現地調査により回復は困難と判

断されたため、指定解除の手続きをとったところです。現地には、既存の石碑や看板があり、またカシの木の根元が残存し、巨木であったことが伺いしれますので、何らかの形で後世に残していきたいと考えております。

また、市内には、複数の未指定文化財も存在しており、これらの文化財についても調査し、重要なものについては今後指定することも考えております。

布施文子議員



Q1 U・J・イターナー の支援について

U・J・イターナー者の生活支援、就労支援等の支援策について、ホームページによるU・J・イターナーのPRについてお尋ねします。

A 市長答弁

「美祿市空き家等情報パン

ク制度」を制定しまして、U・J・イターナー希望者へ空き家情報を提供するサービスを既に開始しております。U・J・イターナー者の就労支援についてですが、引き続き市内企業に特段のご配慮をお願いしたいと考えております。

次にU・J・イターナー者への情報提供ですが、本市のホームページに定住情報として、空き家情報をはじめ空き農地、就農、U・J・イターナーに関する窓口を掲載しています。総合政策部企画政策課が担当窓口となっております。U・J・イターナー者とはもとより、定住に関するお問い合わせに対して、親身になって生活情報等の相談に対応しております。

Q2 歴史民俗資料館収蔵 品の利活用について

歴史民俗資料館と化石館の倉庫に収められている収蔵品について、今までの活用と今後の有効活用についてお尋ねします。

また、化石館・歴史民俗資料館は、市民に親しまれ、市民とともにつくる展示館でないかと考えますが、市民に開放された展示館のあり方についてお尋ねします。

A 教育長答弁

倉庫に収蔵している化石は、整理途中のもの、現在展示している化石と同じものが数多くあり、化石の整理等については、化石の量に対して、倉庫が手狭であること等からなかなか進んでいません。現在職員の学芸養成も行っていきますので、今後は、少しずつでも標本の整理等進めてまいりたいと考えております。

また、現在、文化財保護課の職員が化石館・資料館の業務を兼務しており、特定の資料館業務のみを任せることは難しい状況です。しかし今後は、他市の状況や来館者の御意見を聞きまして、調査・研究をしてみたいと考えております。また、今後、ボランティアガイドの導入に向けて募集方法やガイドの内容、養成に必要な期間や運用方法などを検討してまいりたいと考えております。

荒山光広議員

